

企業団地防犯灯設置費補助金

東大阪市では、**企業団地**における

街頭犯罪の未然防止と治安向上に伴う産業振興を目的とした

「**防犯灯設置補助金**」を設けています。

1 制度の目的・概要

企業団地における犯罪の誘発及び事故防止を図るため、企業団地組合等が行う防犯灯の設置費の一部を補助することにより、企業団地における治安向上ならびに治安向上に伴う産業振興を図ることを目的とする。

2 補助金対象者

東大阪市内で一定の規模及び地理的まとまりを有し、生産、営利等の目的で、事業所を集団化した企業団地における、共通の利益の促進、地域自治等を目的とする企業団地組合等

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象者が設置した防犯灯の設置に要する費用で、補助対象年度末日までに支払いが完了したものに限り。

4 補助率及び補助限度額

補助率: 補助対象経費の **2分の1**

補助金額: 防犯灯 1 灯当たり **上限 15,000 円** 予算の範囲内で交付(千円未満の端数切捨て)

※ 1 企業団地あたり **10 灯まで**

※ 他の助成制度と併用はできません。

5 提出書類及び受付期間

受付期間: 令和5年12月22日(金)まで (※予算がなくなり次第終了します)

【事前準備】

①防犯灯設置予定場所にかかる占有(使用)許可の確認 ②防犯灯設置費用見積

【提出書類】

①補助金交付申請書(様式第1)

②役員等名簿(様式第1-2)

③防犯灯設置予定明細書(様式第2)

④防犯灯設置場所見取図(様式第3)

⑤企業団地の概要が分かるパンフレット・定款など

<お問い合わせ>

東大阪市都市魅力産業スポーツ部産業総務課 東大阪市荒本北 1-1-1 東大阪市役所総合庁舎 14 階

TEL:06-4309-3174 FAX:06-4309-3846